公共図書館における発展的な貸出サービスの実態

西内 愛実

日本の公共図書館にとって、貸出は資料提供の基本的方法であり、図書館運営の原点となっている。貸出を受けることで利用者は時間や場所の制約を受けず資料を自由に利用することができる。日本の公共図書館に関する貸出サービスについて、1950年に制定された図書館法第3条1項では、図書・雑誌・コミック・新聞・郷土資料・紙芝居・視聴覚資料といった伝統的な資料について直接言及している。また、この条文は2008年に改正され紙の図書だけでなく、CD-ROMやDVD-ROM、電子書籍も図書館資料に含まれ、図書館サービスの対象となった。日本の公共図書館では図書・雑誌・コミック・新聞・郷土資料・紙芝居・視聴覚資料といった伝統的な資料が貸出サービスの中心となっている一方で、海外の公共図書館では、統的な資料サービスに加え、多種類の物品の貸出サービスを展開している。

本研究では、伝統的な資料以外の貸出サービスの実態を明らかにすることを目的とした。 研究対象は、日本の公共図書館9館と北米の公共図書館12館とし、各図書館の貸出実態を 明らかにするため調査を行った。研究方法は文献調査、ウェブサイト調査を用いた。

調査結果から、日本の公共図書館では、伝統的な貸出サービスの提供が中心となる一方、近年では、玩具・回想法キット・ボードゲームなどを貸出対象とする発展的な貸出サービスを展開する図書館が存在することが明らかになった。また、北米の公共図書館では伝統的な貸出サービスに加え、種子・ミシン・3D プリンタ・自転車修理キット・玩具・回想法キット・ボードゲーム・ゲームソフト・楽器・スポーツ用具等を対象に、発展的な貸出サービスが実施されていることが明らかになった。

本研究を通して、日本と北米における貸出実態が解明された。日本では、伝統的な貸出サービスに加え、地域の実情に焦点を充てた図書館サービスが展開されていることが明らかになった。また、北米では利用者や近隣住民の生活水準を高めるために、州や郡、各市町村で地域の実情に目を向けた発展的な貸出サービスが展開されていることが明らかになった。発展的な貸出サービスの実態から、公共図書館は資料提供の場であるだけでなく、利用者や近隣住民の生活支援として地域の実情に絡めた図書館サービスを展開する総合的な文化施設としての役割を果たしていることが浮かび上がった。

今後、メール調査などを取り入れることで、より地域の実情に踏まえた新たな図書館サービスの動向について解明することが期待できる。日本の公共図書館の課題として、北米の発展的な貸出サービスの動向を参照しながら、日本の公共図書館の実情に沿った発展的な貸出サービスについて、慎重に検討していく必要があると考える。

(指導教員 吉田右子)